



ヘイトスピーチについて

昨今、街頭デモやネットでのヘイトスピーチが、取り沙汰され、ヘイトスピーチに対する規制が叫ばれています。ヘイトスピーチとは、人種・宗教・性的指向・性別などに対する憎悪表現であり、メディアで報道されている「スピーチ」（言論）以外にも、ビラ配布、国旗の焼却行為など無言の意思表示の形態も「スピーチ」に含まれるとされ、議論の対象となっています。

いずれも見聞きした人が不愉快になるものばかりで、国連の人種差別撤廃条約の趣旨に照らしても、決して許されない、非常に憂慮すべきものです。



現在、政府自民党において、憲法が保障する「表現の自由」を考慮しながら、ヘイトスピーチ対策を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、判決が確定した案件の主張内容、米軍基地や国会周辺のデモ、東アジア諸国で行われている反日デモ等の内容など様々な角度からの調査や静穏保持法の改正も含めた検討が行われています。

しかしながら、規制にあたっては、「表現の自由」やその他の権利の保障を基本として、誰が、どのような形で、ヘイトスピーチを規制していくのか、という課題があります。また、対立する者同士が、「表現の自由だ」、「ヘイトスピーチの規制を」と主張し、問題の解決が非常に困難になったケースも多数報告されています。

規制する法律には、その定義と対象を明らかにし、規制が独り歩きしないようにすることが必要とされます。

みなさんは、どうすればヘイトスピーチを防ぐことができると思いますか。この機会にいっしょに考えてみませんか。